



(一社)徳島ビルメンテナンス協会労働安全衛生大会

ビルメン業で働く労働者の 安全確保のために

～労働災害の撲滅と健康で明るい職場づくりを目指して！～

令和6年2月2日（金）

徳島労働局 労働基準部 健康安全課

業種別・性別・年代別就業者数（徳島県）

	H 2 7			R 2			R 2 - H 2 7		
	全産業	卸小売	医療・福祉	全産業	卸小売	医療・福祉	全産業	卸小売	医療・福祉
○総数	340,509	49,817	53,611	328,286	47,313	55,897	-12,223	-2,504	2,286
15-49歳	185,608	27,812	33,283	171,525	24,950	32,387	-14,083	-2,862	-896
50歳-	154,901	22,005	20,328	156,761	22,363	23,510	1,860	358	3,182
(内60歳-)	82,679	11,637	8,100	89,037	12,429	11,616	6,358	792	3,516
○男性	184,147	23,714	12,772	174,947	22,171	13,869	-9,200	-1,543	1,097
15-49歳	98,566	13,178	7,988	90,257	11,677	8,402	-8,309	-1,501	414
50歳-	85,581	10,536	4,784	84,690	10,494	5,467	-891	-42	683
(内60歳-)	47,271	5,858	2,448	49,701	6,101	3,330	2,430	243	882
○女性	156,362	26,103	40,839	153,339	25,142	42,028	-3,023	-961	1,189
15-49歳	87,042	14,634	25,295	81,268	13,273	23,985	-5,774	-1,361	-1,310
50歳-	69,320	11,469	15,544	72,071	11,869	18,043	2,751	400	2,499
(内60歳-)	35,408	5,779	5,652	39,336	6,328	8,286	3,928	549	2,634

	H 2 7			R 2			R 2 - H 2 7		
	林業	建設業	運輸郵便業	林業	建設業	運輸郵便業	林業	建設業	運輸業
○総数	817	26,761	13,064	761	25,059	12,568	-56	-1,702	-496
15-49歳	337	12,861	6,717	352	11,490	5,978	15	-1,371	-739
50歳-	480	13,900	6,347	409	13,569	6,590	-71	-331	243
(内60歳-)	270	7,847	2,982	274	8,437	3,074	4	590	92
○男性	719	22,690	11,123	661	20,941	10,479	-58	-1,749	-644
15-49歳	302	10,883	5,571	291	9,513	4,840	-11	-1,370	-731
50歳-	417	11,807	5,552	370	11,428	5,639	-47	-379	87
(内60歳-)	236	6,662	2,628	249	7,157	2,659	13	495	31
○女性	98	4,071	1,941	100	4,118	2,089	2	47	148
15-49歳	35	1,978	1,146	61	1,977	1,138	26	-1	-8
50歳-	63	2,093	795	39	2,141	951	-24	48	156
(内60歳-)	34	1,185	354	25	1,280	415	-9	95	61

（徳島県の統計情報より）

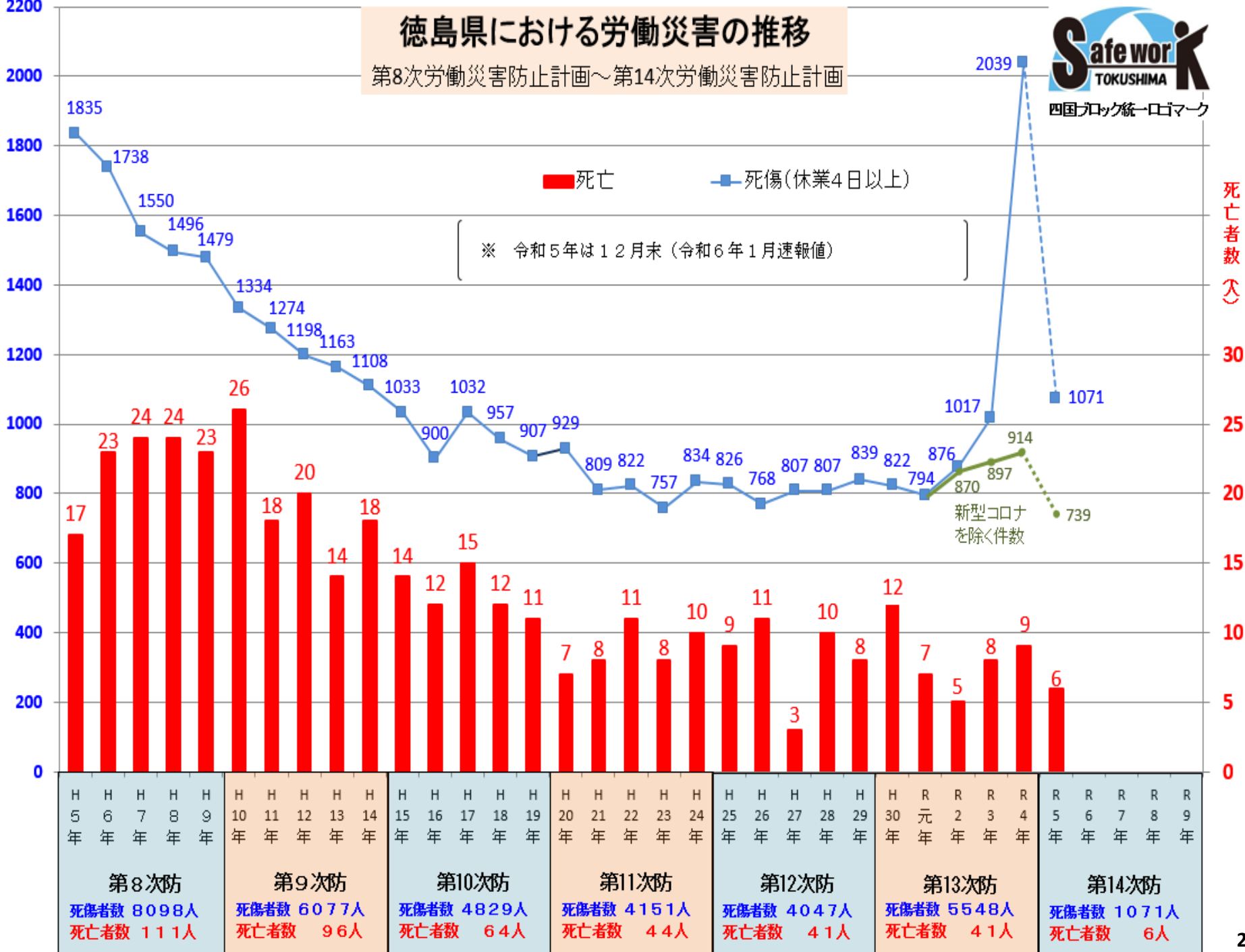
死傷者数
休業4日以上

徳島県における労働災害の推移

第8次労働災害防止計画～第14次労働災害防止計画



四国ブロック統一ロゴマーク



死亡者数

徳島県における業種別死亡労働災害発生状況

業種		年											計
		平成 25年	平成 26年	平成 27年	平成 28年	平成 29年	平成 30年	令和 元年	令和 2年	令和 3年	令和 4年	令和 5年	
製造業		2	3		3	1	2	2			1		14
建設業		4	5		2	4	4	3	3	3	4	2	34
道路貨物運送				2	1		1	1	1	1	3		10
林業			2			1						1	4
三次産業	小売業			1	1		1		1			2	6
	小売以外	3	1		1	1	2			3		1	12
上記以外					2	1	2	1		1	1		8
計		9	11	3	10	8	12	7	5	8	9	6	88

※令和5年は令和6年1月速報値

(単位：人)

徳島県の業種別労働災害統計（休業4日以上） 令和5年12月末（令和6年1月速報値）

新型コロナウイルス除く発生件数

	第13次防期間実績					第14次防推進計画					対前年同期比較			
	発生状況					発生状況					前年同期	令和5年	対前年同期比	
	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	令和7年	令和8年	令和9年				
製造業	191	185	170	197	199						187	172	-8.0%	
建設業	125	147	157	132	135						119	117	-1.7%	
運輸交通業	98	83	83	101	94						83	77	-7.2%	
林業	31	8	18	19	29						29	20	-31.0%	
第三次産業	小売業	78	78	96	88	108						94	68	-27.7%
	医療保健業	43	33	47	57	50						38	33	-13.2%
	社会福祉施設	64	63	88	70	75						66	63	-4.5%
	飲食店	22	22	25	32	34						23	29	26.1%
	清掃・と畜業	39	46	42	41	41						40	28	-30.0%
	通信業	17	23	19	21	16						16	14	-12.5%
	上記以外の第三次産業	82	78	98	108	105						91	92	1.1%
計	345	343	415	417	429						368	327	-11.1%	
上記以外の事業	32	28	27	31	28						19	26	36.8%	
合計	822	794	870	897	914						805	739	-8.2%	

新型コロナウイルス感染症の件数 令和2年（6件）、令和3年（120件）令和4年（1125件）

(741件) (332件)

「徳島第14次労働災害防止推進計画」のポイント

徳島労働局では「徳島第14次労働災害防止推進計画」を策定し、国で定めた「労働災害防止計画」を推進します。令和5年度から5年間の目標や重点的に取り組むべき事項を定めることにより労働災害の減少を目指します。

◎徳島第13次防推進計画の結果と課題

労働災害による被災者数 令和4年（2022年）

・死亡者数：9人 ・死傷者数：2039人（休業4日以上）

- 労働災害は長期的には減少しているが、転倒、動作の反動・無理な動作など行動災害による労働災害が増加している。また、新型コロナウイルス感染症り患者により労働災害は大幅に増加した。
- 死亡災害は建設業での墜落、転落災害の占める割合が高い。要求性能墜落制止用器具を適切に使用した墜落防止対策が課題である。

◎徳島第14次防推進計画の重点事項

労働者の作業行動に起因する労働災害防止対策の推進

高齢労働者の労働災害防止対策の推進

業種別の労働災害防止対策の推進

多様な働き方への対応や外国人労働者等の労働災害防止対策の推進

労働者の健康確保対策の推進

化学物質等による健康障害防止対策の推進

自発的に安全衛生対策に取り組むための意識啓発

個人事業主等に対する安全衛生対策の推進

上の重点事項における取組の進捗状況を確認する指標をアウトプット指標として設定し、アウトカム（達成目標）を定めています。アウトカム指標を達成し、

令和9年における死亡災害を6人以下、死傷者数を令和4年より減少させることを目指しています。

◎徳島第14次防推進計画における指標

アウトプット指標	アウトカム指標
○労働者の作業行動に起因する労働災害防止対策の推進	
<ul style="list-style-type: none"> ・転倒災害対策(ハード・ソフト両面)に取り組む事業場の割合を令和9年までに50%以上とする。 ・卸売業・小売業/医療・福祉の事業場における正社員以外への安全衛生教育の実施率を令和9年までに80%以上とする。 	<ul style="list-style-type: none"> ・増加傾向にある転倒による死傷者数を令和4年と比較して令和9年までにその増加に歯止めをかける。 ・転倒による平均休業見込み日数を令和9年までに40日以下とする。
<ul style="list-style-type: none"> ・介護・看護作業において、ノーリフトケアを導入している事業場の割合を令和4年と比較して令和9年までに増加させる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・社会福祉施設における腰痛による死傷者数を令和4年と比較して令和9年までに減少させる。
○高年齢労働者の労働災害防止対策の推進	
<ul style="list-style-type: none"> ・「高年齢労働者の安全と健康確保のためのガイドライン」に基づく高年齢労働者の安全衛生確保の取組を実施する事業場の割合を令和9年までに50%以上とする。 	<ul style="list-style-type: none"> ・増加傾向にある60歳代以上の死傷者数(新型コロナウイルス感染症り患者を除く。)を令和4年と比較して令和9年までにその増加に歯止めをかける。
○業種別の労働災害防止対策の推進	
<ul style="list-style-type: none"> ・「陸上貨物運送事業における荷役作業の安全対策ガイドライン」に基づく措置を実施する陸上貨物運送業等の事業場(荷主含む。)の割合を令和9年までに45%以上とする。 	<ul style="list-style-type: none"> ・陸上貨物運送事業の死傷者数(新型コロナウイルス感染症り患者を除く。)を令和9年までに令和4年と比較して5%以上減少させる。
<ul style="list-style-type: none"> ・墜落・転落災害の防止に関するリスクアセスメントに取り組む建設業の事業場の割合を令和9年までに85%以上とする。 	<ul style="list-style-type: none"> ・建設業の死亡者数を令和9年に2人以下、5年間10人以下とする。
<ul style="list-style-type: none"> ・機械による「はさまれ巻き込まれ」防止対策に取り組む製造業の事業場の割合を令和9年までに60%以上とする。 	<ul style="list-style-type: none"> ・製造業における機械によるはさまれ・巻き込まれの死傷者数を令和9年までに令和4年と比較して5%以上減少させる。
<ul style="list-style-type: none"> ・「チェーンソーによる伐木等作業の安全に関するガイドライン」に基づく措置を実施する林業の事業場の割合を令和9年までに50%以上とする。 	<ul style="list-style-type: none"> ・林業の死傷者数(新型コロナウイルス感染症り患者を除く。)を令和9年までに令和4年と比較して5%以上減少させる。
○多様な働き方への対応、外国人労働者等の労働災害防止対策の推進	
<ul style="list-style-type: none"> ・母国語に翻訳された教材、視聴覚教材を用いるなど外国人労働者に分かりやすい方法で災害防止の教育を行っている事業場の割合を令和9年までに50%以上とする。 	<ul style="list-style-type: none"> ・外国人労働者の死傷者数(新型コロナウイルス感染症り患者を除く。)を令和9年までに令和4年と比較して5%以上減少させる。

○労働者の健康確保対策の推進

・企業における年次有給休暇の取得率を令和7年までに70%以上とする。
・勤務間インターバル制度を導入している企業の割合を令和7年までに15%以上とする。

・週労働時間40時間以上である雇用者のうち、週労働時間60時間以上の雇用者の割合を令和7年までに5%以下とする。

・メンタルヘルス対策に取り組む事業者の割合を令和9年までに80%以上とする
・50人未満の小規模事業場におけるストレスチェック実施の割合を令和9年までに50%以上とする。

・自分の仕事や職業生活に関することで強い不安、悩み、ストレスがあるとする労働者の割合を令和9年までに50%未満とする。

・必要な産業保健サービスを提供している事業場の割合を令和9年までに80%以上とする。

(指標は立てず)労働者の健康障害全般の予防につながり、健康診断有所見率等が改善することを期待。

○化学物質等による健康障害防止対策の推進

・労働安全衛生法第57条及び第57条の2に基づくラベル表示・SDSの交付の義務対象となっていないが、危険性有害性が把握されている化学物質について、ラベル表示、SDSの交付を行っている事業場の割合を令和7年までにそれぞれ80%以上とする。
・労働安全衛生法第57条の3に基づくリスクアセスメントの実施の義務対象となっていないが、危険性又は有害性が把握されている化学物質について、リスクアセスメントを行っている事業場の割合を令和7年までに80%以上とするとともに、リスクアセスメント結果に基づいて、労働者の危険又は健康障害を防止するため必要な措置を実施している事業場の割合を令和9年までに80%以上とする。

・化学物質の性状に関連の強い死傷災害(有害物等との接触、爆発、火災によるもの)の件数を平成30年から令和4年までの5年間と比較して令和5年から令和9年までの5年間で、5%以上減少させる。

徳島第14次防推進計画の詳細は、
ホームページをご覧ください。



第14次防関連
厚生労働省ホームページ

・熱中症災害防止のために暑さ指数を把握している事業場の割合を令和5年と比較して令和9年までに増加させる。

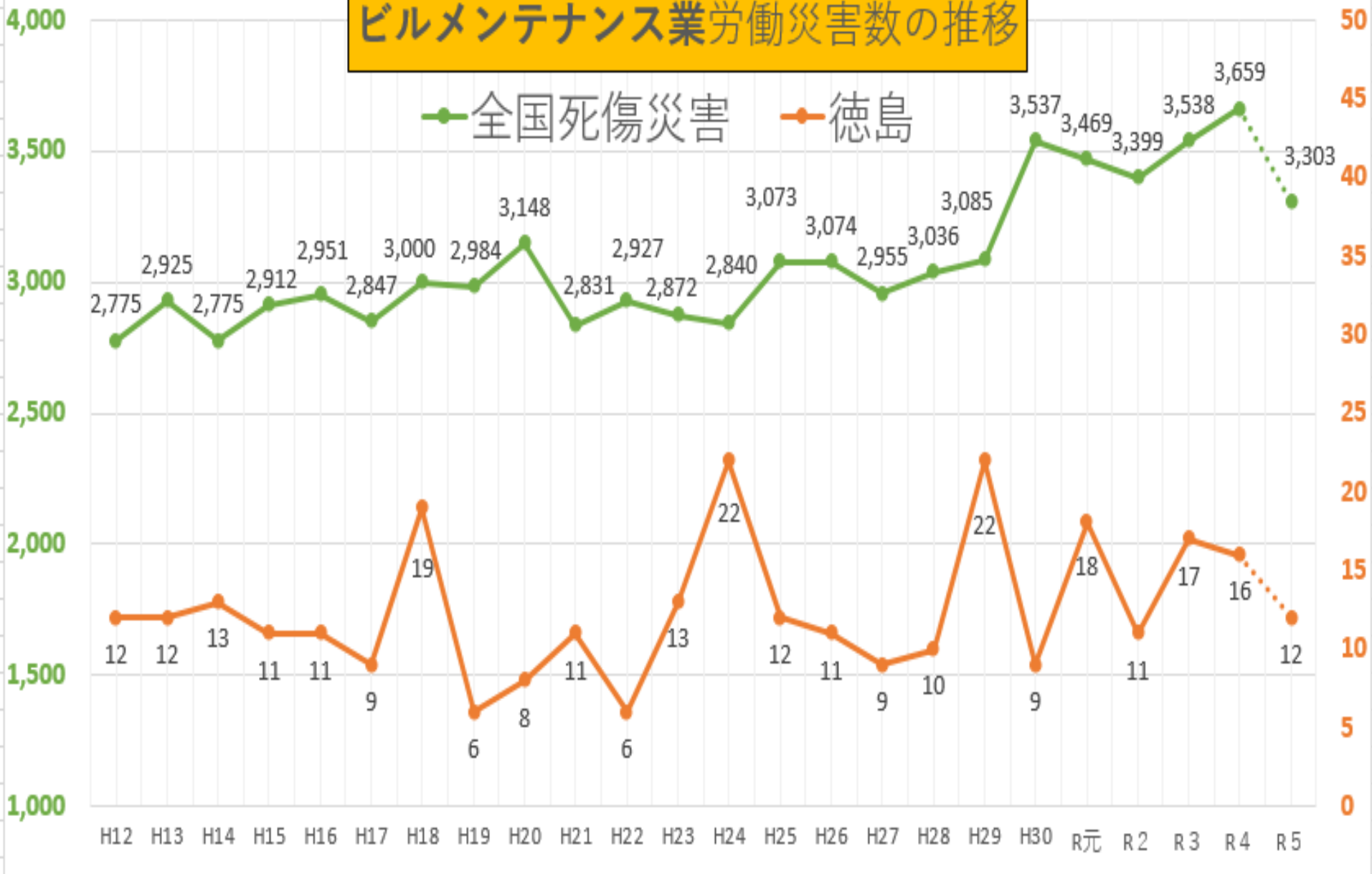
・熱中症による死傷者数を平成30年から令和4年までの5年間と比較して令和5年から令和9年までの5年間で、5%以上減少させる。

徳島推進計画

アウトカム指標を達成した場合、労働災害全体として、以下が期待される。

・死亡災害が令和4年の9人と比較して、令和9年には、3人以上減少(6人以下)となる
・増加傾向にある死傷災害(新型コロナウイルス感染症り患者除く)については、令和4年と比較して令和9年までに減少に転ずる。

ビルメンテナンス業労働災害数の推移



令和5年は令和6年1月速報値

平成30年～令和5年 ビルメンテナンス業（全国：死亡者数）

事故の型 \ 年	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	計
墜落・転落	12	11	2	9	6	8	48
転倒	1		2		1		4
はさまれ・巻き込まれ				1	2	2	5
おぼれ	2	1		1	1		5
高温・低温の物との接触			1		2		3
有害物等との接触	1						1
交通事故	2		3				5
その他			1	5	1	1	8
分類不能				1	1		2
計	18	12	9	17	14	11	81

※定型統計（業種別事故型別労働災害発生状況）による
令和5年は令和6年1月速報値

（単位：人）

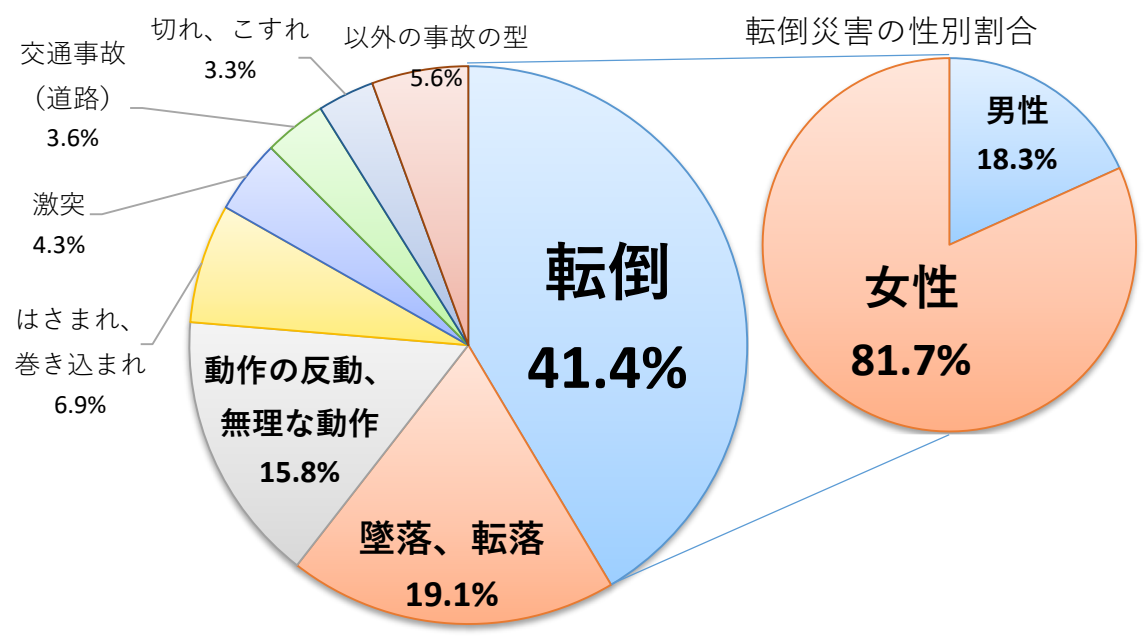
全国 ビルメンテナンス業 **死亡災害**事例 (令和5年発生分から抜粋)

事故の型	起因物	被災時の作業内容	年齢	災害の概要
墜落・転落	階段	階段の清掃	75歳	階段を掃除機で清掃中、階段から転落した。
墜落・転落	その他の用具	建物窓ガラス清掃	45歳	ビルの窓ガラス清掃作業をロープ高所作業中に地上まで墜落した。
墜落・転落	立木等	樹木の伐採作業	77歳	立木に登って木の剪定作業中、墜落した。
はさまれ、巻き込まれ	その他の一般動力機械	機械による清掃作業	82歳	床のカーペット清掃作業を始めようとして、ポリッシャー（カーペット洗浄機械）の電源プラグをコンセントに差したところ、ポリッシャーが不意に激しく回転し、電源コードが首に巻き付いた。

全国 ビルメンテナンス業 **死亡災害**事例 (過去年発生分から抜粋)

年齢	災害の概要
54歳	8月の月上旬、階段のワックスがけ作業中に熱中症により倒れた。
70歳	商業施設の外周清掃を行っていたところ、後進してきたごみ収集車と倉庫との間に挟まれた。
79歳	清掃業務を行っていた医療機関で新型コロナウイルス感染症が発生し感染した。

徳島県内のビルメンテナンス業 事故の型別発生状況 (平成12年～令和5年)



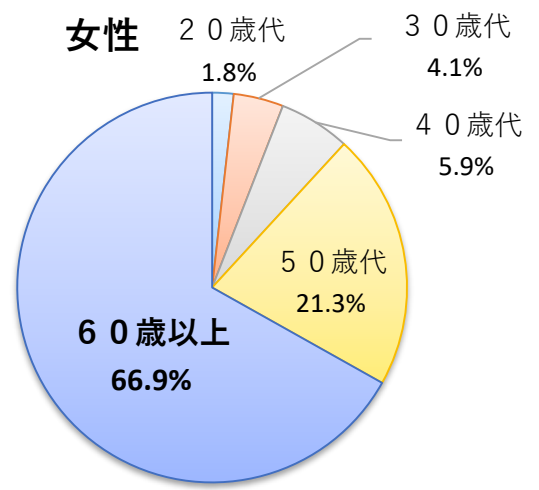
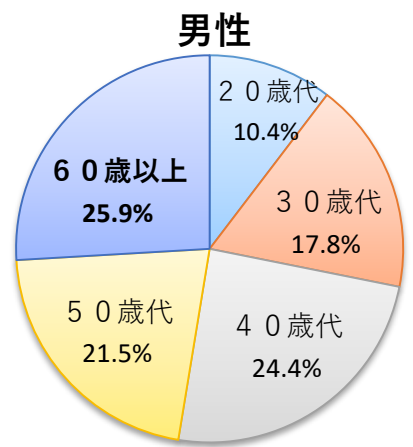
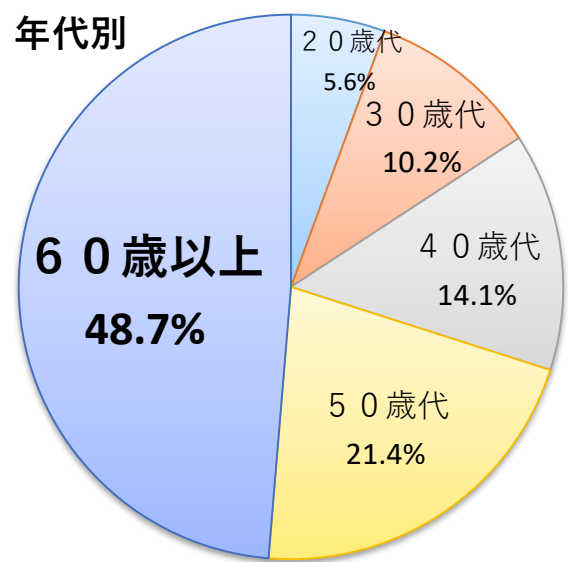
ビルメンテナンス業においては、3つの災害が多くなっています。

① 転倒災害	41.4%
② 墜落・転落災害	19.1%
③ 動作の反動・無理な動作	15.8%

また、転倒災害では女性の割合が多くなっています。



徳島県内のビルメンテナンス業 年代別性別の発生状況 (平成12年～令和5年)



50歳以上を中心に、転倒による骨折等の労働災害が増加し続けています 事業者は労働者の転倒災害防止のための措置を講じなければなりません

「つまずき」等による転倒災害の原因と対策


- (なし) 何もないところでつまずいて転倒、足がもつれて転倒 (27%)
➢ 転倒や怪我をしにくい身体づくりのための運動プログラム等の導入 (★)




職場3分
エクササイズ




中央労働災害
防止協会
転倒予防セミナー


-  作業場・通路に放置された物につまずいて転倒 (16%)
➢ バックヤード等も含めた整理、整頓（物を置く場所の指定）の徹底




-  通路等の凹凸につまずいて転倒 (10%)
➢ 敷地内（特に従業員用通路）の凹凸、陥没穴等（ごくわずかなものでも危険）を確認し、解消

-  作業場や通路以外の障害物（車止め等）につまずいて転倒 (8%)
➢ 適切な通路の設定
➢ 敷地内駐車場の車止めの「見える化」



-  作業場や通路の設備、什器、家具に足を引っかけて転倒 (8%)
➢ 設備、什器等の角の「見える化」

-  作業場や通路のコードなどにつまずいて転倒 (7%)
※引き回した労働者が自らつまずくケースも多い
➢ 転倒原因とならないよう、電気コード等の引き回しのルールを設定し、労働者に遵守を徹底させる



「滑り」による転倒災害の原因と対策



凍結した通路等で滑って転倒 (25%)

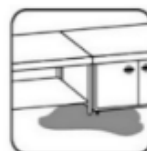
▶従業員用通路の除雪・融雪。凍結しやすい箇所には融雪マット等を設置する (★)



作業場や通路にこぼれていた水、洗剤、油等により滑って転倒 (19%)

▶水、洗剤、油等がこぼれていることのない状態を維持する。

(清掃中エリアの立入禁止、清掃後乾いた状態を確認してからの開放の徹底)



水場 (食品加工場等) で滑って転倒 (16%)

▶滑りにくい履き物の使用 (労働安全衛生規則第558条)

▶**防滑床材・防滑グレーチング**等の導入、摩耗している場合は再施工 (★)

▶隣接エリアまで濡れないよう処置



雨で濡れた通路等で滑って転倒 (15%)

▶雨天時に滑りやすい敷地内の場所を確認し、防滑処置等の対策を行う

転倒リスク・骨折リスク

- 一般に加齢とともに身体機能が低下し、転倒しやすくなります

→「転びの予防 体力チェック」「ロコチェック」をご覧ください

- 特に女性は加齢とともに骨折のリスクも著しく増大します

→対象者に市町村が実施する「骨粗鬆症検診」を受診させましょう

- 現役の方でも、たった一度の転倒で寝たきりになることも

→「たった一度の転倒で寝たきりになることも。転倒事故の起こりやすい箇所は？」 (内閣府ウェブサイト)



転びの予防
体力チェック



ロコチェック



内閣府ウェブサイト

職場での**転倒**にご注意ください！

転倒予防のために適切な「靴」を選びましょう

サイズ

靴と足はフィットしていますか？

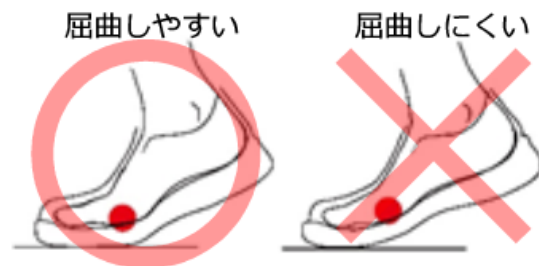
足に合った靴は疲労の軽減、事故の防止につながります。



屈曲性

親指から小指の付け根を適度に曲げられますか？

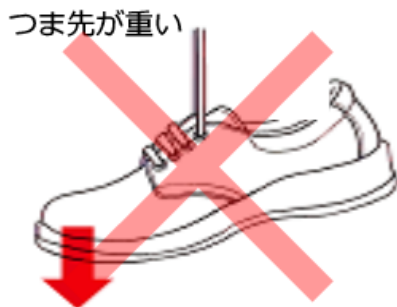
靴の屈曲性が悪いと、疲労の蓄積、擦り足になりやすく、つまずきの原因となります。



重量バランス

靴の前後の重さのバランスはとれていますか？

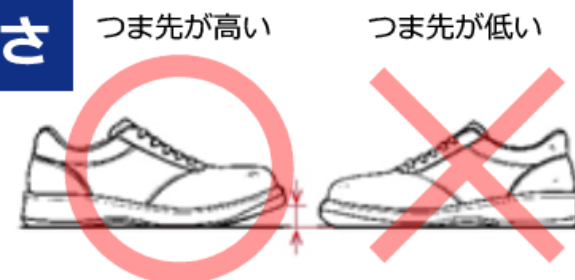
靴の重量がつま先部に偏っていると、歩行時につま先部が上がりやすく、つまずきやすくなります。



つま先部の高さ

つま先から床面まで一定の高さがありますか？

つま先の高さが低いと、ちょっとした段差につまずきやすくなります。



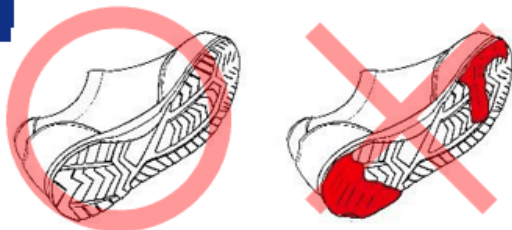
靴底の減り具合

靴底の凹凸あり

靴底の凹凸が減少

靴底がすり減って
いませんか？

靴底の減りが大きい
靴は、滑りやすくなります



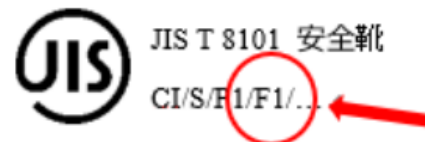
耐滑性の有無

靴の滑りにくさを確認していますか？

耐滑性を有する靴は、以下の箇所で確認できます。

■安全靴の場合

個装箱のJISマーク
表示の近くに「F1」
または「F2」の表示
があるか確認してくださ



■プロスニーカーの場合

靴のべろ裏面の表示に、
耐滑性のピクト表示が
あるかを確認してください。



その他の性能

■静電気帯電防止性

静電気帯電による放電着火
の防止と低電圧で
の靴底からの感電
防止性能



■かかと部の衝撃 エネルギー吸収性

かかとのクッション
性に関係し、かかと部の
疲労防止性能



■耐踏抜き性

釘などの鋭利なもの
から足裏を防護する
性能



STOP！転倒災害プロジェクト

厚生労働省と労働災害防止団体は、労働災害のうちで最も件数が多い
「転倒災害」を減少させるため、「STOP！転倒災害プロジェクト」
を推進しています。

STOP！転倒

検索



■作業中に重量物を取り扱うことが あるか

重量物を取り扱う場合、安全靴を着用
してください



■作業中や作業後に水を取り扱うこと があるか

水を取り扱う場合、靴の表面素材は
人工皮革製・ゴム製が最適です



■床の材質 塗り床／タイル／カーペット 等 床の材質で適合する靴底が変わります



■滑りが発生する場合の状況

滑りが起きた状況によって
対策が変わります

- (例)
- ・物につまづいた
→運搬と通路改善
- ・濡れた床で滑った
→水・油用耐滑靴検討
- ・凍結路面で滑った
→氷用耐滑靴検討



高年齢労働者の労働安全衛生対策

エイジフレンドリーガイドライン

(高年齢労働者の安全と健康確保のためのガイドライン)

高齢者は身体機能が低下すること等により、若年層に比べ労働災害の発生率が高く、休業も長期化しやすいことが分かっています。

体力に自信がない人や仕事に慣れていない人を含め**すべての働く人の労働災害防止を図るためにも、職場環境改善の取組が重要**です。

事業者求められる事項

具体的取組

		予防	把握・気づき	措置
場のリスク	安全衛生教育	身体機能を補う 設備・装置の導入 (本質的に安全なもの)	危険箇所、危険作業 の洗い出し	身体機能を補う 設備・装置の導入 (災害の頻度や重篤度を低減させるもの)
		メンタルヘルス対策 (セルフケア・ラインケア等)	ストレスチェック ①個人、②集団分析	職場環境の改善等のメンタルヘルス対策
		健康維持と体調管理	作業前の体調チェック	働く高齢者の特性を考慮した作業管理
		運動習慣、食習慣等の 生活習慣の見直し	健康診断	健診後の就業上の措置 (労働時間短縮、 配置転換、療養のための休業等) 健診後の面接指導、保健指導
人のリスク	体力づくりの 自発的な取組の促進	安全で健康に働く ための体力チェック	体力や健康状況に適合する業務の提供	
			低体力者への体力維持・向上に向けた指導	

高年齢労働者の労働安全衛生対策

職場環境の改善

(1) 身体機能の低下を補う設備・装置の導入（主としてハード面の対策）

- 高齢者でも安全に働き続けることができるよう、施設、設備、装置等の改善を検討し、必要な対策を講じます
- 以下の例を参考に、事業場の実情に応じた優先順位をつけて改善に取り組みます

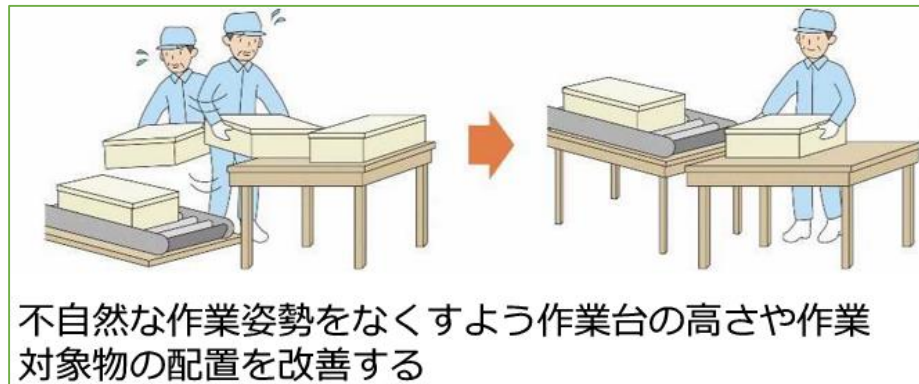
対策の例



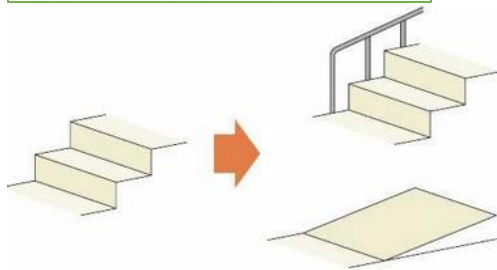
通路を含め作業場所の照度を確保する



水分・油分を放置せず、こまめに清掃する



不自然な作業姿勢をなくすよう作業台の高さや作業対象物の配置を改善する



階段には手すりを設け、可能な限り通路の段差を解消する



防滑靴を利用させる



例えば戸口に段差がある時

解消できない危険箇所に標識等で注意喚起

その他の例

- 床や通路の滑りやすい箇所に防滑素材（床材や階段用シート）を採用する
- 熱中症の初期症状を把握できるウェアラブルデバイス等のIoT機器を利用する等

高年齢労働者の労働安全衛生対策

(2) 高年齢労働者の特性を考慮した作業管理（主としてソフト面の対策）

- 敏捷性や持久性、筋力の低下等の高年齢労働者の特性を考慮して、作業内容等の見直しを検討し、実施します
- 以下の例を参考に、事業場の実情に応じた優先順位をつけて改善に取り組みます

対策の例

< 共通的な事項 >

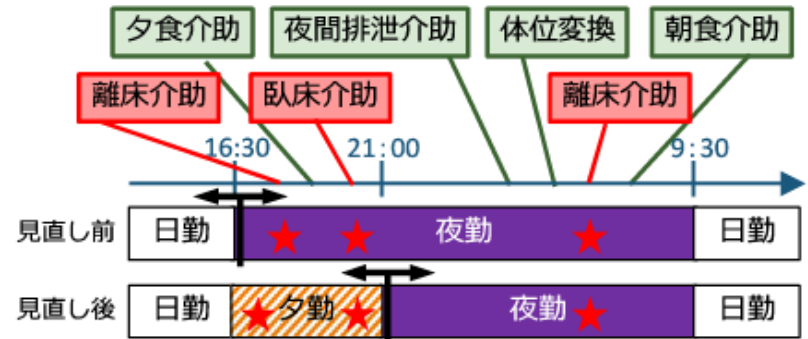
- 事業場の状況に応じて、勤務形態や勤務時間を工夫することで高年齢労働者が就労しやすくします（短時間勤務、隔日勤務、交替制勤務等）
- ゆとりのある作業スピード、無理のない作業姿勢等に配慮した作業マニュアルを策定します
- 注意力や集中力を必要とする作業について作業時間を考慮します
- 身体的な負担の大きな作業では、定期的な休憩の導入や作業休止時間の運用を図ります

< 暑熱な環境への対応 >

- 一般に年齢とともに暑い環境に対処しにくくなるので、意識的な水分補給を推奨します
- 始業時の体調確認を行い、体調不良時に速やかに申し出るよう日常的に指導します

< 情報機器作業への対応 >

- データ入力作業等相当程度拘束性がある作業では、個々の労働者の特性に配慮した無理のない業務量とします



夜勤の勤務時間見直しによる業務分散の例

高年齢労働者の労働安全衛生対策

高年齢労働者の健康や体力の状況の把握

(1) 健康状況の把握

- 労働安全衛生法で定める雇入時および定期の健康診断を確実に実施します

(2) 体力の状況の把握

- 高年齢労働者の労働災害を防止する観点から、事業者、高年齢労働者双方が体力の状況を客観的に把握し、事業者はその体力にあった作業に従事させるとともに、高年齢労働者が自らの身体機能の維持向上に取り組めるよう、主に高年齢労働者を対象とした体力チェックを継続的に行うよう努めます
- 体力チェックの対象となる労働者から理解が得られるよう、わかりやすく丁寧に体力チェックの目的を説明するとともに、事業場における方針を示し、運用の途中で適宜その方針を見直します

転倒等リスク評価セルフチェック票

体力チェックの一例

詳しい内容は ↓

I 身体機能計測結果

① 2ステップテスト (歩行能力・筋力)

あなたの結果は cm / cm (身長) =

下の評価表に当てはめると → 評価

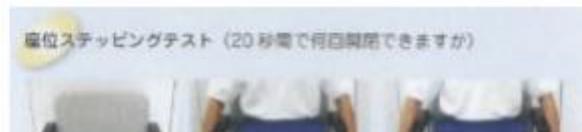
評価表	1	2	3	4	5
結果/ 身長	~1.24	1.25 ~1.38	1.39 ~1.46	1.47 ~1.65	1.66~



② 座位ステッピングテスト (敏捷性)

あなたの結果は 回 / 20秒

下の評価表に当てはめると → 評価



高年齢労働者の労働安全衛生対策

高年齢労働者の健康や体力の状況に応じた対応

(1) 個々の高年齢労働者の健康や体力の状況を踏まえた措置

- 脳・心臓疾患が起こる確率は加齢にしたがって徐々に増加するとされており、高年齢労働者については基礎疾患の罹患状況を踏まえ、労働時間の短縮や深夜業の回数の減少、作業の転換等の措置を講じます

(2) 高年齢労働者の状況に応じた業務の提供

- 健康や体力の状況は高齢になるほど個人差が拡大するとされており、個々の労働者の状況に応じ、安全と健康の点で適合する業務をマッチングさせるよう努めます

(3) 心身両面にわたる健康保持増進措置

- 「事業場における労働者の健康保持増進のための指針」や「労働者の心の健康の保持増進のための指針」に基づく取組に努めます
- 集団と個々の高年齢労働者を対象として身体機能の維持向上に取組むよう努めます

転倒・腰痛防止視聴覚教材

～転倒・腰痛予防！「いきいき健康体操」～（動画）

他



高年齢労働者の労働安全衛生対策

安全衛生教育

(1) 高年齢労働者に対する教育

- 高齢者対象の教育では、作業内容とリスクについて理解させるため、時間をかけ、写真や図、映像等の文字以外の情報も活用します
- 再雇用や再就職等により経験のない業種、業務に従事する場合、特に丁寧な教育訓練を行います

(2) 管理監督者等に対する教育

- 教育を行う者や管理監督者、共に働く労働者に対しても、高年齢労働者に特有の特徴と対策についての教育を行うよう努めます

労働者に求められる事項

生涯にわたり健康で長く活躍できるようにするために、一人ひとりの労働者は、事業者が実施する取り組みに協力するとともに、**自己の健康を守るための努力の重要性**を理解し、**自らの健康づくりに積極的に取り組む**ことが必要です。個々の労働者が、自らの身体機能の変化が労働災害リスクにつながり得ることを理解し、労使の協力の下、以下の取り組みを実情に応じて進めてください。

- 自らの身体機能や健康状況を客観的に把握し、健康や体力の維持管理に努めます
- 法定の定期健康診断を必ず受けるとともに、法定の健康診断の対象とならない場合には、地域保健や保険者が行う特定健康診査等を受けるようにします
- 体力チェック等に参加し、自身の体力の水準を確認します
- 日ごろからストレッチや軽いスクワット運動等を取り入れ、基礎的体力の維持に取り組みます
- 適正体重の維持、栄養バランスの良い食事等、食習慣や食行動の改善に取り組みます

はしごを使う前に

はしごを使う時は、次のチェックリストを使って、作業現場の点検をしてください。
あなたやあなたと一緒に働く仲間を守るため、すべてにチェックがついた状態になってから、作業を始めましょう。

作業前 8 のチェック！！

(作業前点検リスト)

年 月 日

天気 (晴・曇・雨・雪)

現場名 確認担当者名

- はしごの上部・下部の固定状況を確認している
- (はしごをボルトで取付けている場合) ボルトが緩んだり腐食したりしていない
- はしごの上端を、上端床から60cm以上突出している
- はしごの立て掛け角度は、75度程度となっている
- はしごの踏みさんに、明らかな傷みはない
- はしごの足元に、滑り止め (転位防止措置) がある
- 靴は脱げにくく、滑りにくい
- ヘルメットを着用し、あごひもを締めている

※既設はしごを使うときも、チェックしましょう

「労働安全衛生規則」で定められている事項

移動はしご (安衛則第527条)

- 1 丈夫な構造
- 2 材料は著しい損傷、腐食等がない
- 3 幅は30cm以上
- 4 すべり止め措置の取付その他転位を防止するための必要な措置



出典:「シリーズ」ここが危ない
高所作業」中央労働災害
予防協会編

「はしごや脚立からの墜落・転落災害をなくしましょう！」
(リーフレット) も確認してください。⇒⇒⇒



厚生労働省・都道府県労働局・労働基準監督署

(R3.3)

脚立を使う前に

脚立を使う時は、次のチェックリストを使って、作業現場の点検をしてください。
あなたやあなたと一緒に働く仲間を守るため、すべてにチェックがついた状態になってから、作業を始めましょう！

作業前 10 のチェック！！

(作業前点検リスト)

年 月 日

天気 (晴・曇・雨・雪)

現場名 確認担当者名

- 脚立は安定した場所に設置している
- 開き止めに確実にロックをかけた
- ねじ、ピンの緩み、脱落、踏みさんの明らかな傷みはない
- ヘルメットを着用し、あごひもをしめている
- 靴は脱げにくく、滑りにくいものを履いている
- 身体を天板や踏みさんに当て、身体を安定させる
- 天板上や天板をまたいで作業をしない
- 作業は2段目以下の踏みさんを使用する
(3段目以下がよりよい)
- 作業は頭の真上でしない
- 荷物を持って昇降しない

「労働安全衛生規則」で定められている事項

脚立 (安衛則第528条)

- 1 丈夫な構造
- 2 材料は著しい損傷、腐食等がない
- 3 脚と水平面との角度を75度以下とし、折りたたみ式の場合は、角度を確実に保つための金具等を整える
- 4 踏み面は作業を安全に行うため必要な面積を有する



高さ2m以上での作業時は、墜落制止用器具の使用も必要です！

「はしごや脚立からの墜落・転落災害をなくしましょう！」
(リーフレット) も確認してください。⇒⇒⇒



厚生労働省・都道府県労働局・労働基準監督署

(R3.3)

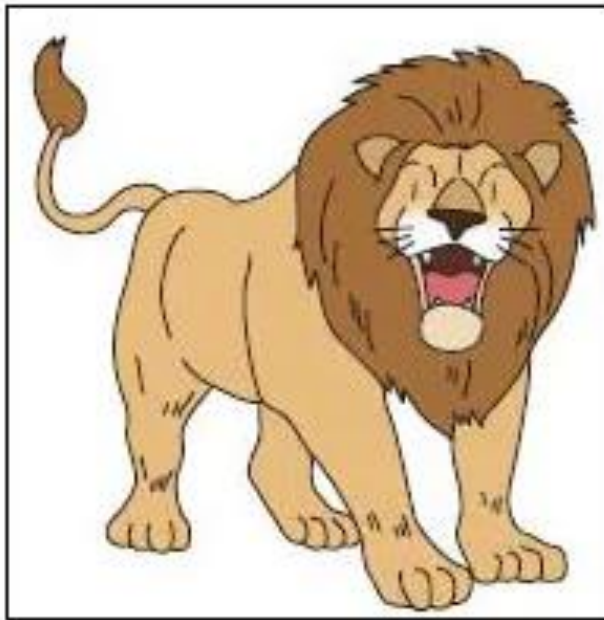
リスクアセスメントとは、事業者自らが作業現場にある危険性又は有害性を特定し、それによる労働災害（健康障害を含む）の重篤度（災害の程度）とその災害が発生する可能性を組み合わせてリスクを見積り、そのリスクの大きさに基づいて対策の優先度を決めた上で、リスクの除去、低減措置を検討し、その結果を記録する一連の安全衛生管理手法です。事業者は、リスクアセスメントを行った結果に基づき、リスク低減措置を実施することになります。（「ビルメンテナンス業におけるリスクアセスメントマニュアル」より。以下同じ。）

「危険性又は有害性」

建設物、設備、原材料、ガス、蒸気、粉じん等による、又は作業行動その他業務に起因する危険性又は有害性

「リスク」

危険性又は有害性によって生ずるおそれのある負傷又は疾病の重篤度及び発生する可能性の度合



危険性又は有害性



リスク

ビルメンテナンス業におけるリスクアセスメント

ステップ1 実施体制

リスクアセスメントで
災害ゼロ!!



まず、リスクアセスメントを会社(事業場)へ導入するには、次に示すような準備が必要です。

- (1) 経営トップ(事業者)の導入宣言
- (2) 会社の実施体制の確立
- (3) リスクアセスメントの実施手順の作成
- (4) リスクアセスメントの試行による見直し
- (5) 関係者へのリスクアセスメント教育の実施

これらの準備は、経営トップの指示のもとに会社全体の安全衛生を担当する部門の長などを中心に行います。リスクアセスメントをスムーズに導入し、定着させていくためには十分な準備が必要です。

ビルメンテナンス業におけるリスクアセスメント

ステップ2 実施時期

災害ゼロ オーっ！



ステップ1の実施体制が整ったら、作業現場でリスクアセスメントを実施します。

その実施時期は、法で実施が定められた時期も含めて計画的に取り組む必要があります。

【実施時期】

- 建設物を設置し、移転し、変更し、又は解体するとき。
- 設備、原材料等を新規に採用し、又は変更するとき。
- 作業方法又は作業手順を新規に採用し、又は変更するとき。
- 上記のほか、業務に起因する危険性又は有害性等について変化が生じ、又は生ずるおそれがあるとき。

ステップ3 情報の入手



リスクアセスメントの実施に当たっては、より大きなリスクから優先的に改善を行うためにも「**ステップ4** 危険性又は有害性の特定」で大きなリスクを見逃さないようにしなければなりません。

そのためにも担当者は、(1)多くの情報入手、(2)情報の整理 をすることが必要です。

ステップ4 危険性又は有害性の特定



危険性又は有害性の特定は、リスクアセスメントの最大のポイントです。

リスクアセスメント推進者が中心となって、関係する作業者はもちろん、それ以外の作業者もできる限り多数参加させて、作業現場に潜む危険性又は有害性を見逃さないように特定する必要があります。

ビルメンテナンス業におけるリスクアセスメント

ステップ5 リスクの見積り



「**ステップ4** 危険性又は有害性の特定」で特定された危険性又は有害性について、どの程度労働災害や健康障害が発生しやすいのか「可能性の度合」、発生した場合にどの程度の大きな災害や健康障害になりうるのか「重篤度」という観点から、リスクの大きさを見積もります。

ここでは、リスクの見積りに必要な(1)見積りの手法、(2)リスクの見積りの設定、(3)リスクの優先度の設定 について明確にする必要があります。

ステップ6 リスク低減措置の検討及び実施

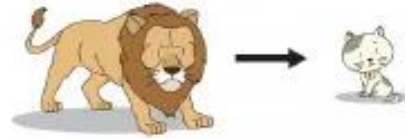


「**ステップ5** リスクの見積り」の結果、リスクの優先度が高いと評価されたリスクについては、リスクアセスメント責任者と推進者が中心となって事業場で定める措置原則と方法 (1)リスク低減措置の検討、(2)リスク低減措置の優先順位、(3)リスク低減措置の効果予測、(4)リスク低減措置の実施、(5)残留リスクへの対応 に従って検討・実施する必要があります。

ビルメンテナンス業におけるリスクアセスメント

1 設計や計画の段階における危険性又は有害性の除去又は低減

危険な作業の廃止・変更、危険性や有害性の低い材料への代替、より安全な施工方法への変更等



2 工学的対策

カバー、局所排気装置、防音囲いの設置等



3 管理的対策

マニュアルの整備、立ち入り禁止措置、ばく露管理、教育訓練等



4 個人用保護具の使用

上記1～3の措置を講じた場合においても、除去・低減しきれなかったリスクに対して実施するものに限られます



高

リスク低減措置の優先順位

低

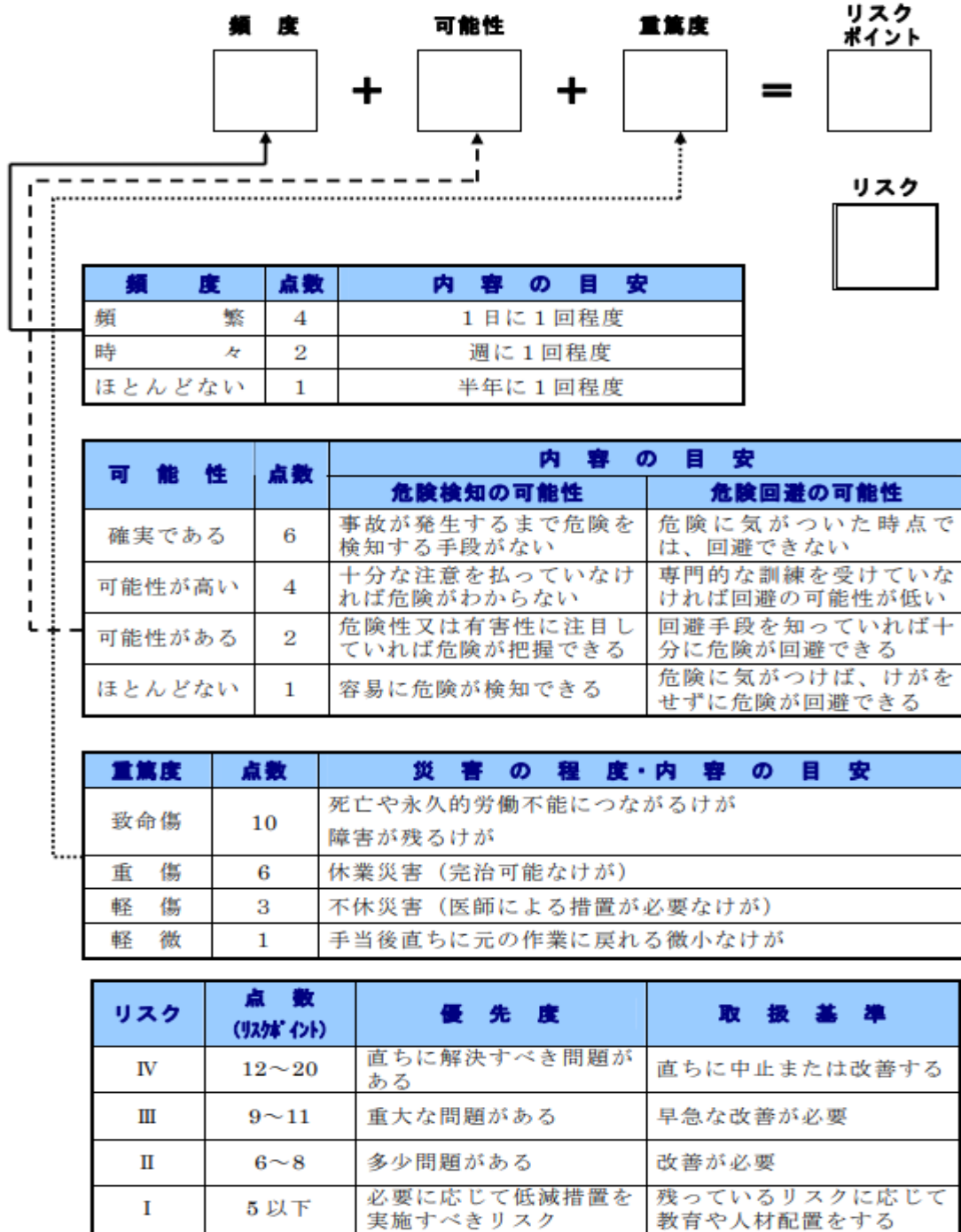
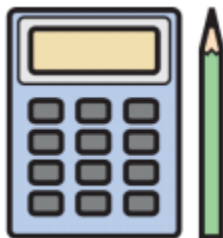
ビルメンテナンス業におけるリスクアセスメント

リスクアセスメントの体験



リスクの見積もり

特定されたリスクについて「リスクが発生する頻度」「リスクが発生したときに負傷又は疾病になる可能性」「負傷又は疾病の重篤度（災害の程度）」という3つの要素による『加算方式』でリスクを見積ります。



記入例

作業名 (清掃作業)	危険性又は有害性と発生のおそれのある災害 (災害に至る過程として「～なので、～して」 +「～になる」と記述します)	リスクの見積り					リスク低減措置案	措置案想定 リスクの見積り					備考 (残留リスクについて)
		頻 度	可 能 性	重 篤 度	合 計 点 数	リ ス ク		頻 度	可 能 性	重 篤 度	合 計 点 数	リ ス ク	
1. 窓拭き作業	①作業者が、椅子の座面を踏み台にして乗ったとき、椅子が倒れて足を骨折する。	2	4	6	12	IV	・専用の踏み台を使用する。 ・窓枠に乘らない作業を徹底する。	1	2	3	6	II	安全作業の教育を徹底する。
	②作業者が、椅子を踏み台にして窓枠に乗ったとき、椅子が倒れて外へ転落し、全身強打し死亡する。	1	4	10	15	IV	・専用の踏み台を使用する。 ・窓枠に乘らない作業を徹底する。	1	2	3	6	II	安全作業の教育を徹底する。
	③作業者が、外側のガラスを布で拭き掃除をしているとき、布が手から滑り落ちそうになったので、バランスを崩し転落し、全身強打して死亡する。	1	4	10	15	IV	安全帯の使用及び保護帽を着用する。	1	2	10	13	IV	残留リスクは大きいので防護柵の設置又は防護ネット使用の検討。
2. 床清掃作業	①作業者は、後ろ向きでポリッシャーを使用しているため、椅子と接触し転倒して足を捻挫する。	2	2	3	7	II	事前確認により、椅子を片付ける	1	1	1	3	I	
	②床清掃作業者は、後ろ向きでポリッシャーを使用しているため、窓拭きをしている作業者と接触し、窓拭き作業者が外に転落し、全身強打し死亡する。	1	4	10	15	IV	床清掃と窓拭きの作業時間を分ける	1	1	1	3	I	
	③作業者は、後ろ向きでポリッシャーを使用しているため、バケツと接触し倒れてプラグが濡れて、コンセントの入り切りのとき感電する。	1	4	10	15	IV	・防水プラグ・コンセントに改善する。 ・整理整頓し作業の邪魔にならない場所に置く。	1	1	3	5	I	
	④作業者が、ポリッシャーで床清掃作業をしているとき、コードの外装に亀裂があり洗浄液に漏れし感電する。	1	4	10	15	IV	・作業前の点検を徹底する。 ・整理整頓し必要以上にコードを伸ばさないようにする。	1	1	10	12	IV	作業の手順書を作成し徹底する。また、職場の管理者による指導を徹底する。
	⑤作業者が、ポリッシャーで床清掃作業をしているとき、回転ブラシにコードを巻き込まれ コードの外装が破損し感電する。	1	4	10	15	IV	・作業前のミーティングで指導する。 ・整理整頓し必要以上にコードを伸ばさないようにする。	1	1	10	12	IV	作業の手順書を作成し徹底する。また、職場の管理者による指導を徹底する。
	⑥作業者が、ポリッシャーで床清掃作業をしているとき、濡れた床で滑って転倒し、腰を打撲する。	2	4	3	9	III	耐滑性安全靴の装着を徹底する。	1	2	3	6	II	
	⑦作業者が、ポリッシャーで床清掃作業をしているとき、ポリッシャーのコードが足に絡まって転倒し、足を捻挫する。	2	2	3	7	II	コードさばきの教育をする。	1	1	3	5	I	
3. 階段の清掃作業	①作業者が、階段の清掃をするとき、後ろ向きで同じ階段上に両足をそろえていたので、足を踏み外し、階下まで転落して足を骨折する。	2	4	6	12	IV	・背負い式真空装置を使用し、下から上への前進作業に変更する。 ・足は段違いに置く	1	2	6	9	III	作業前のミーティングで徹底する。
4. 階段の移動	①作業者が、3階から2階に掃除機を持って降りるとき、掃除機で足元が見えなかったため、足を踏み外して転落し、腰を打撲する。	2	2	6	10	III	階段で物を運ぶときは片手に持ち、もう一方は手すりを利用する。	1	1	6	8	II	作業前のミーティングで徹底する。
	②作業者が、2階の床に下りたとき、立かけてあった掃除道具に乗って転倒して、足を骨折する。	2	2	6	10	III	掃除道具の整理整頓を徹底する。	1	2	6	9	III	

エイジフレンドリーガイドライン

(高年齢労働者の安全と健康確保のためのガイドライン)

働く高齢者の特性に配慮したエイジフレンドリーな職場を目指しましょう。



働く高齢者が増えています。60歳以上の雇用者数は過去10年間で1.5倍に増加。特に商業や保健衛生業をはじめとする第三次産業で増加しています。

こうした中、労働災害による死傷者数では60歳以上の労働者が占める割合は26%（2018年）で増加傾向にあります。労働災害発生率は、若年層に比べ高年齢層で相対的に高くなり、中でも、転倒災害、墜落・転落災害の発生率が若年層に比べ高く、女性で顕著です。

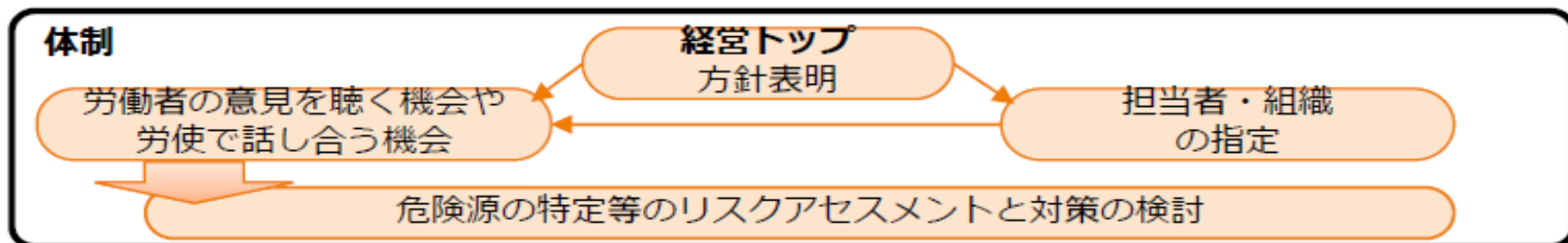
エイジフレンドリーガイドラインは、高齢者を現に使用している事業場やこれから使用する予定の事業場で、事業者と労働者に求められる取組を具体的に示したものです。

全文はこちら→



令和2年3月16日付け基安発0316第1号

「高年齢労働者の安全と健康確保のためのガイドラインの策定について」



具体的取組

		予防	把握・気づき	措置
場のリスク	安全衛生教育	身体機能を補う 設備・装置の導入 (本質的に安全なもの)	危険箇所、危険作業 の洗い出し	身体機能を補う 設備・装置の導入 (災害の頻度や重篤度を低減させるもの)
		メンタルヘルス対策 (セルフケア・ラインケア等)	ストレスチェック ①個人、②集団分析	職場環境の改善等のメンタルヘルス対策
		健康維持と体調管理	作業前の体調チェック	働く高齢者の特性を考慮した作業管理
人のリスク		運動習慣、食習慣等の 生活習慣の見直し	健康診断	健診後の就業上の措置 (労働時間短縮、 配置転換、療養のための休業等) 健診後の面接指導、保健指導
		体力づくりの 自発的な取組の促進	安全で健康に働く ための体力チェック	体力や健康状況に適合する業務の提供 低体力者への体力維持・向上に向けた指導

このガイドラインは、高齢労働者が安心して安全に働ける職場環境づくりや労働災害の予防的観点から、高齢労働者の健康づくりを推進するために、高齢労働者を使用する又は使用しようとする事業者と労働者に取組が求められる事項を具体的に示すものです*。

* 請負の形式による契約により業務を行う者についても参考することを期待

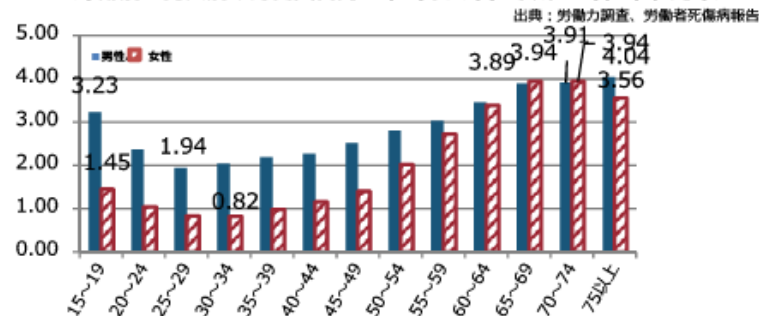
背景・現状

- 労働災害による休業4日以上¹の死傷者数のうち、60歳以上の労働者の占める割合が増加傾向。
(平成31年は26.8%)
- 労働者千人当たりの労働災害件数(千人率)では、男女ともに若年層に比べ高年層で相対的に高い。(25~29歳と比べ65~69歳では男性約2倍、女性約5倍)

➡ 高齢労働者が安心して安全に働ける職場環境づくり等が重要

* 経済財政運営と改革の基本方針(令和元年6月閣議決定)において「サービス業で増加している高齢者の労働災害を防止するための取組を推進する」ことが盛り込まれている。

<年齢別・男女別の労働災害発生率(千人率)平成31年/令和元年>



求められる取組

事業者 高齢労働者の就労状況や業務の内容等の実情に応じて、国や関係団体等による支援も活用して、実施可能な労働災害防止対策に積極的に取り組むよう努める。

労働者 事業者が実施する労働災害防止対策の取組に協力するとともに、自己の健康を守るための努力の重要性を理解し、自らの健康づくりに積極的に取り組むよう努める。

事業者に求められる取組

(1~5のうち法令で義務付けられているものに必ず取り組むことに加えて、実施可能なものに取り組む)

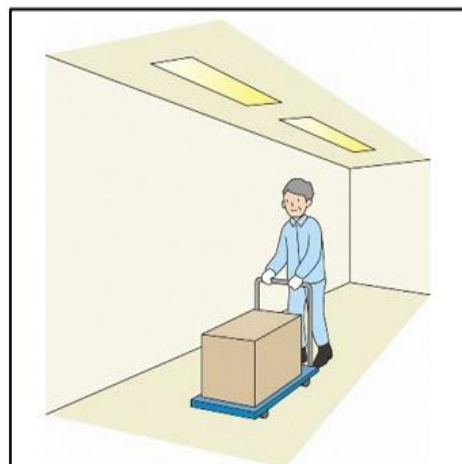
- 1 安全衛生管理体制の確立等
 - 経営トップ自らが安全衛生方針を表明し、担当する組織や担当者を指定
 - 高齢労働者の身体機能の低下等による労働災害についてリスクアセスメントを実施
- 2 職場環境の改善
 - 照度の確保、段差の解消、補助機器の導入等、身体機能の低下を補う設備・装置の導入
 - 勤務形態等の工夫、ゆとりのある作業スピード等、高齢労働者の特性を考慮した作業管理
- 3 高齢労働者の健康や体力の状況の把握
 - 健康診断や体力チェックにより、事業者、高齢労働者双方が当該高齢労働者の健康や体力の状況を客観的に把握
- 4 高齢労働者の健康や体力の状況に応じた対応
 - 健康診断や体力チェックにより把握した個々の高齢労働者の健康や体力の状況に応じて、安全と健康の点で適合する業務をマッチング
 - 集団及び個々の高齢労働者を対象に身体機能の維持向上に取り組む
- 5 安全衛生教育
 - 十分な時間をかけ、写真や図、映像等、文字以外の情報を活用した教育を実施
 - 再雇用や再就職等で経験のない業種や業務に従事する場合には、特に丁寧な教育訓練



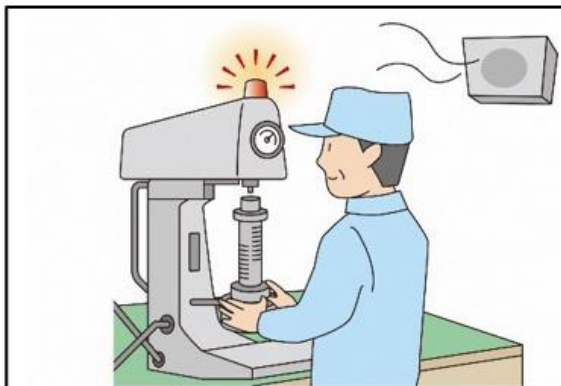
労働者に求められる取り組み

- 自らの身体機能や健康状況を客観的に把握し、健康や体力の維持管理に努める
- 日頃から運動を取り入れ、食習慣の改善等により体力の維持と生活習慣の改善に取り組む

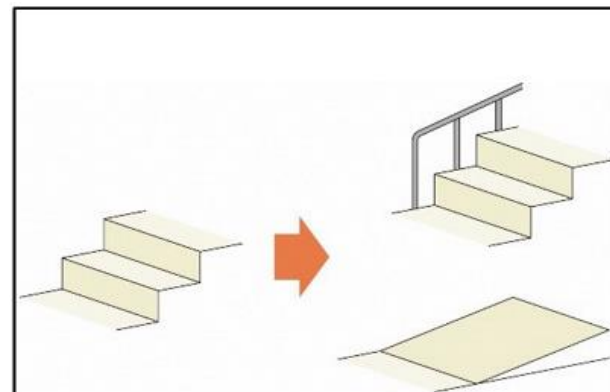
↓対策の例↓



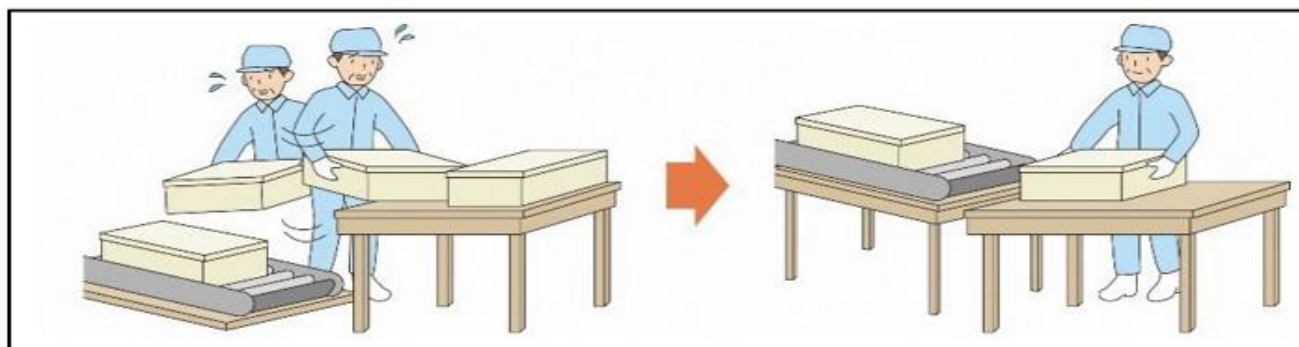
通路を含め作業場所の照度を確保する



警報音等は聞き取りやすい中低音域の音、パトライト等は有効視野を考慮



階段には手すりを設け、可能な限り通路の段差を解消する



不自然な作業姿勢をなくすよう作業台の高さや作業対象物の配置を改善する

職場環境の改善

▼対策の例▼



⇩対策の例⇩

<共通的な事項>

- ・ 事業場の状況に応じて、勤務形態や勤務時間を工夫することで高齢労働者が就労しやすくします（短時間勤務、隔日勤務、交替制勤務等）
- ・ ゆとりのある作業スピード、無理のない作業姿勢等に配慮した作業マニュアルを策定します
- ・ 注意力や集中力を必要とする作業について作業時間を考慮します
- ・ 身体的な負担の大きな作業では、定期的な休憩の導入や作業休止時間の運用を図ります



<暑熱な環境への対応>

- ・ 一般に年齢とともに暑い環境に対処しにくくなるので、意識的な水分補給を推奨します
- ・ 始業時の体調確認を行い、体調不良時に速やかに申し出るよう日常的に指導します

<情報機器作業への対応>

- ・ データ入力作業等相当程度拘束性がある作業では、個々の労働者の特性に配慮した無理のない業務量とします

高年齢労働者の健康や体力の状況の把握

健康状況の把握

- ・ 労働安全衛生法で定める雇入時および定期的健康診断を確実に実施します
- ・ その他、以下に掲げる例を参考に、高年齢労働者が自らの健康状況を把握できるような取組を実施するよう努めます

✚取組の例✚

- ・ 労働安全衛生法で定める健康診断の対象にならない者が、地域の健康診断等（特定健康診査等）の受診を希望する場合、勤務時間の変更や休暇の取得について柔軟に対応します
- ・ 労働安全衛生法で定める健康診断の対象にならない者に対して、事業場の実情に応じて、健康診断を実施するよう努めます



労働者の転倒災害（業務中の転倒による重傷）を防止しましょう

50歳以上を中心に、転倒による骨折等の労働災害が増加し続けています
事業者は労働者の転倒災害防止のための措置を講じなければなりません

「つまずき」等による転倒災害の原因と対策

- (なし) 何も無いところでつまずいて転倒、足がもつれて転倒 (27%)
 > 転倒や怪我をしにくい身体づくりのための運動プログラム等の導入 (★)
- 作業場・通路に放置された物につまずいて転倒 (16%)
 > バックヤード等も含めた整理、整頓（物を置く場所の指定）の徹底
- 通路等の凹凸につまずいて転倒 (10%)
 > 敷地内（特に従業員用通路）の凹凸、陥没穴等（ごくわずかなものでも危険）を確認し、解消
- 作業場や通路以外の障害物（車止め等）につまずいて転倒 (8%)
 > 適切な通路の設定
 > 敷地内駐車場の車止めの「見える化」
- 作業場や通路の設備、什器、家具に足を引っかけて転倒 (8%)
 > 設備、什器等の角の「見える化」
- 作業場や通路のコードなどにつまずいて転倒 (7%)
 ※引き回した労働者が自らつまずくケースも多い
 > 転倒原因とならないよう、電気コード等の引き回しのルールを設定し、労働者に遵守を徹底させる



職場3分エクスサイズ 中央労働災害防止協会 転倒予防セミナー



「滑り」による転倒災害の原因と対策

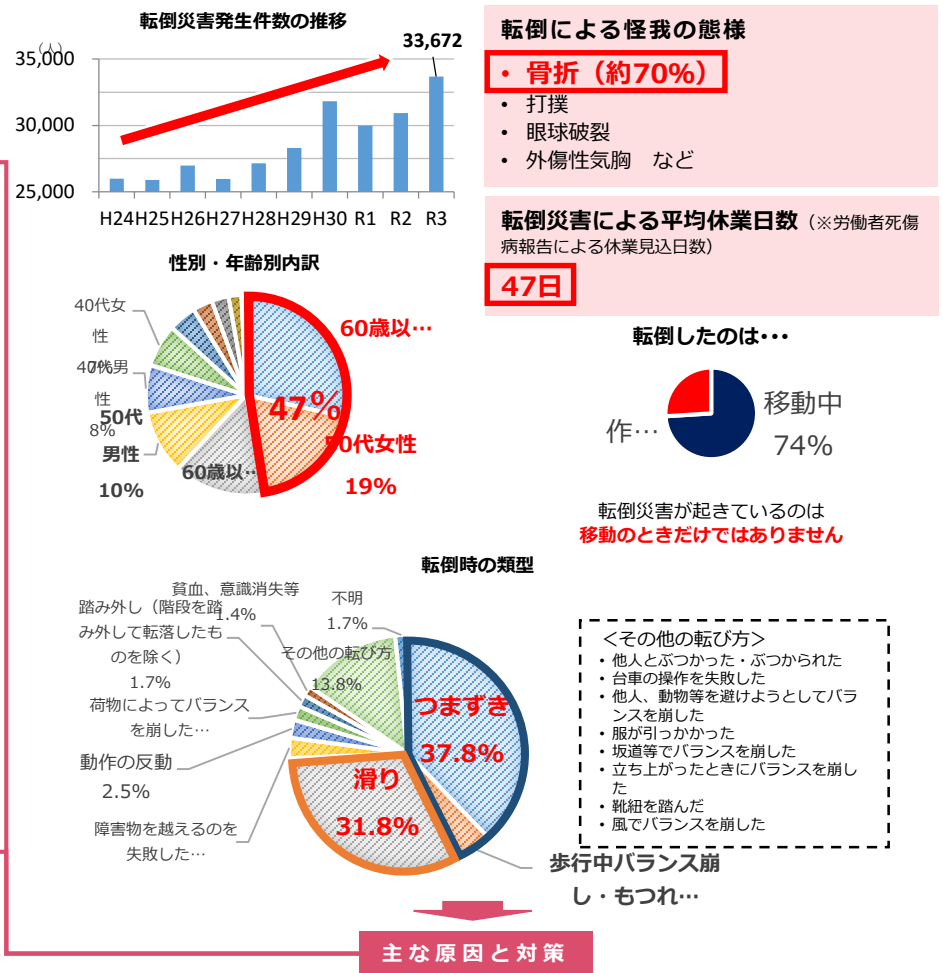
- 凍結した通路等で滑って転倒 (25%)
 > 従業員用通路の除雪・融雪。凍結しやすい箇所には融雪マット等を設置する (★)
- 作業場や通路にこぼれていた水、洗剤、油等により滑って転倒 (19%)
 > 水、洗剤、油等がこぼれていることのない状態を維持する。
 （清掃中エリアの立入禁止、清掃後乾いた状態を確認してから開放の徹底）
- 水場（食品加工場等）で滑って転倒 (16%)
 > 滑りにくい履き物の使用（労働安全衛生規則第558条）
 > 防滑床材・防滑グレーチング等の導入、摩耗している場合は再施工 (★)
 > 隣接エリアまで濡れないよう処置
- 雨で濡れた通路等で滑って転倒 (15%)
 > 雨天時に滑りやすい敷地内の場所を確認し、防滑処置等の対策を行う

(★) については、高齢労働者の転倒災害防止のため、中小企業事業者は「エイジフレンドリー補助金」（補助率1/2、上限100万円）を利用できます
 中小事業者は、無料で安全衛生の専門家のアドバイスが受けられます



エイジフレンドリー補助金 中小規模事業者 安全衛生サポート事業

転倒災害の発生状況（休業4日以上、令和3年）



転倒リスク・骨折リスク

- 一般に加齢とともに身体機能が低下し、転倒しやすくなります
 → 「転びの予防 体力チェック」「口コチェック」をご覧ください
- 特に女性は加齢とともに骨折のリスクも著しく増大します
 → 対象者に市町村が実施する「骨粗鬆症検診」を受診させましょう
- 現役の方でも、たった一度の転倒で寝たきりになることも
 → 「たった一度の転倒で寝たきりになることも。転倒事故の起こりやすい箇所は？」（内閣府ウェブサイト）



転びの予防 体力チェック 口コチェック



内閣府ウェブサイト

高年齢労働者の健康や体力の状況の把握

体力の状況の把握

- 高年齢労働者の労働災害を防止する観点から、事業者、高年齢労働者双方が体力の状況を客観的に把握し、事業者はその体力にあった作業に従事させるとともに、高年齢労働者が自らの身体機能の維持向上に取り組めるよう、主に高年齢労働者を対象とした体力チェックを継続的に行うよう努めます
- 体力チェックの対象となる労働者から理解が得られるよう、わかりやすく丁寧に体力チェックの目的を説明するとともに、事業場における方針を示し、運用の途中で適宜その方針を見直します

転倒等リスク評価セルフチェック票

身体機能計測結果

① 2ステップテスト（歩行能力・筋力）

あなたの結果は cm / cm (身長) =

下の評価表に当てはめると → 評価

評価表	1	2	3	4	5
結果/ 身長	~1.24	1.25 ~1.38	1.39 ~1.46	1.47 ~1.65	1.66~



② 座位ステップテスト（敏捷性）

あなたの結果は 回 / 20秒

下の評価表に当てはめると → 評価

評価表	1	2	3	4	5
(回)	~24	25 ~28	29 ~43	44 ~47	48~



③ ファンクショナルリーチ（動的バランス）

あなたの結果は cm

下の評価表に当てはめると → 評価

評価表	1	2	3	4	5
(cm)	~19	20 ~29	30 ~35	36 ~39	40~



④ 閉眼片足立ち（静的バランス）

あなたの結果は 秒

下の評価表に当てはめると → 評価

評価表	1	2	3	4	5
(秒)	~7	7.1 ~17	17.1 ~55	55.1 ~90	90.1~



⑤ 開眼片足立ち（静的バランス）

あなたの結果は 秒

下の評価表に当てはめると → 評価

評価表	1	2	3	4	5
(秒)	~15	15.1 ~30	30.1 ~84	84.1 ~120	120.1 ~



詳しい内容は →



治療と仕事の両立支援

徳島産業保健総合支援センター

病気と仕事のことで、一人で悩んでいませんか？

- 治療を受けながら仕事が続けられるか不安
- 以前のように働けるか自信がない
- 病気のことを会社にうまく伝えられない
- 職場の理解・協力が得られない
- がんに罹患した社員に、どう対応したらよいかわからない

治療（がん、脳卒中、心疾患、糖尿病・・・など）と仕事の両立で悩んでいるときは、徳島産業保健総合支援センターにご相談ください。

I. 両立支援とは

病気を抱えながら、働く意欲・能力のある労働者が、仕事を理由として治療の機会を逃がすことなく、治療の必要性を理由として仕事の継続を妨げられることなく、適切な治療を受けながら生き生きと働き続けられる社会を目指す取り組みです。



当センターは、

事業場を訪問し、支援体制や勤務・休暇制度等の整備、両立支援に関する教育など両立支援制度導入に向けた支援を行います。

また、労働者（患者）からの申出を受け、就労継続や職場復帰に関する支援を行います。

たとえば、会社は、

- 通院するときには・・・

治療や体調の状況を考慮して、勤務時間や仕事量を配慮する

- 入院するとき、自宅療養しているときには・・・

必要とされる期間、休暇を与える

- 職場復帰するときには・・・

体調や通院の状況を考慮して、職場生活のリズムが取り戻せるまでの期間、勤務時間や仕事内容を配慮する

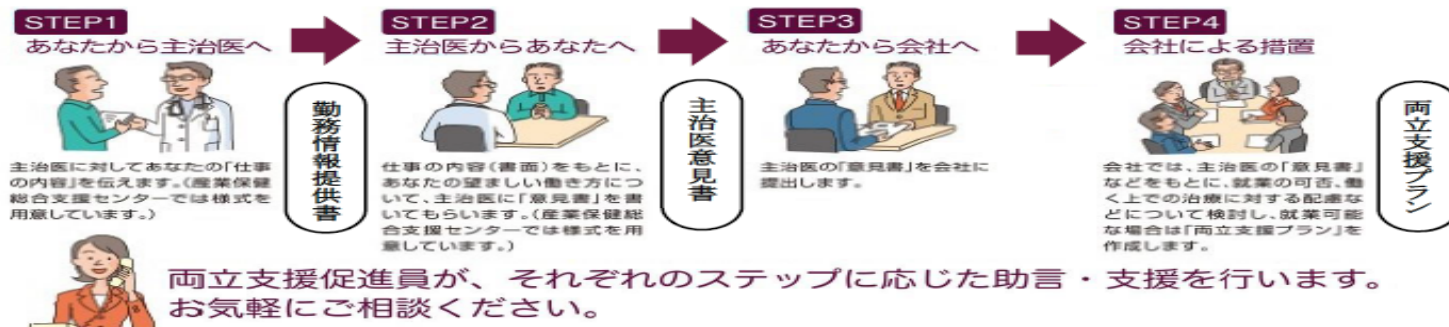
などを行い、労働者（患者）が治療をしながら仕事ができるよう支援します。



II. 両立支援の進め方

1. 労働者（患者）は事業者に支援の申出をします。
2. 労働者（患者）と事業者が話し合い、勤務情報提供書を作成します。

以後の STEP



※本人の同意を得た上で、支援のために必要な情報を共有し、対応を図ることが大切です。

※いろいろな休暇制度や勤務制度を導入することにより、柔軟な対応ができます。

- 時間単位の年次有給休暇
- 病気休暇
- 積立年次有給休暇
- 時差出勤
- 短時間勤務
- 治療サポート時間
- 試し出勤
- 在宅勤務（テレワーク）等

III. 両立支援コーディネーター基礎研修

両立支援コーディネーターとは

労働者（患者）が治療と仕事を両立できるよう、それぞれの立場に応じた支援の実施および両立支援に関わる関係者（労働者（患者）、主治医、会社・産業医）との調整を行います。労働者健康安全機構では、毎年、両立支援コーディネーターの養成を行っています。

その後の継続研修は、産保センターで行っています。

両立支援コーディネーター



相談内容等について秘密は厳守します。
まずは、ご相談ください（無料）

独立行政法人労働者健康安全機構
徳島産業保健総合支援センター

〒770-0847 徳島市幸町3丁目61 徳島県医師会館3F
TEL : 088-656-0330 FAX : 088-656-0550

URL <https://www.tokushimas.johas.go.jp/>

事業者の皆様へ

「安全衛生自主点検表」を作成しました。

企業において、職場の環境整備を進めていくことは、人材の確保、定着、育成につながるのと同時に、それぞれの労働者が生き生きと働くことで、一人一人の能力が十分に発揮でき、生産性向上につながるという、大きなメリットがあります。

つきましては、「安全衛生自主点検表」の各点検項目に沿って点検いただき、点検後の対応等にご活用ください。

●安全衛生自主点検表

ファイルをクリックすると、「安全衛生自主点検表(PDF)」がひらきます。表裏になっていますので、プリントアウトし、該当欄にご記入ください。

安全衛生自主点検表

貴社が安全衛生自主点検表を作成し、点検を行うことにより、職場の安全衛生環境を整備し、労働者の健康と安全を守ることができ、生産性向上につながるという、大きなメリットがあります。

項目	点検結果	対応
1. 安全衛生管理の体制		
2. 安全衛生教育		
3. 安全衛生設備		
4. 安全衛生管理の推進		
5. 安全衛生管理の改善		

安全衛生自主点検表の作成と点検は、貴社の安全衛生環境を整備し、労働者の健康と安全を守ることができ、生産性向上につながるという、大きなメリットがあります。

(安全衛生自主点検表 表)

1. 安全衛生管理の体制

1-1. 安全衛生管理の体制が整備されている。	○ 実施済み	○ 実施済み
1-2. 安全衛生管理の体制が整備されていない。	○ 実施済み	○ 実施済み
1-3. 安全衛生管理の体制が整備されていない。	○ 実施済み	○ 実施済み

2. 安全衛生教育

2-1. 安全衛生教育が実施されている。	○ 実施済み	○ 実施済み
2-2. 安全衛生教育が実施されていない。	○ 実施済み	○ 実施済み
2-3. 安全衛生教育が実施されていない。	○ 実施済み	○ 実施済み

3. 安全衛生設備

3-1. 安全衛生設備が整備されている。	○ 実施済み	○ 実施済み
3-2. 安全衛生設備が整備されていない。	○ 実施済み	○ 実施済み
3-3. 安全衛生設備が整備されていない。	○ 実施済み	○ 実施済み

4. 安全衛生管理の推進

4-1. 安全衛生管理の推進が実施されている。	○ 実施済み	○ 実施済み
4-2. 安全衛生管理の推進が実施されていない。	○ 実施済み	○ 実施済み
4-3. 安全衛生管理の推進が実施されていない。	○ 実施済み	○ 実施済み

5. 安全衛生管理の改善

5-1. 安全衛生管理の改善が実施されている。	○ 実施済み	○ 実施済み
5-2. 安全衛生管理の改善が実施されていない。	○ 実施済み	○ 実施済み
5-3. 安全衛生管理の改善が実施されていない。	○ 実施済み	○ 実施済み

(安全衛生自主点検表 裏)



ご静聴ありがとうございました。

ご安全に！